

令和5年度第2回周南市公立大学法人評価委員会 議事要旨

日 時：令和5(2023)年7月31日(月) 13時30分から
場 所：周南市役所 4階 庁議室

【会 議 次 第】

1 開 会

2 報 告

- (1) 令和5年地方分権一括法による地方独立行政法人法の改正について
(参考資料1～3)

3 議 題

- (1) 公立大学法人周南公立大学の令和4年度業務実績評価について
(資料1-1～1-2)

4 その他

5 閉会

【配布資料】

- ・資料1-1 業務実績評価書(案)【小項目別評価】 (※)
- ・資料1-2 業務実績評価書(案) (※)

(※)：非公開で行う審議の資料のため、委員のみ配付

- ・参考資料1 令和5年地方分権一括法による地方独立行政法人法の改正について
- ・参考資料2 地方独立行政法人法改正に伴う評価委員会のスケジュール
- ・参考資料3 地方独立行政法人法(抄)新旧対照表など(令和5年6月改正)

令和5年度第2回周南市公立大学法人評価委員会 議事要旨

日時	令和5(2023)年7月31日(月) 13時30分から
場所	周南市役所 4階 庁議室
出席者	・委員5名 岡 正朗、加登田 恵子、秋山 一正、山縣 俊郎、浜田 敬子(Web 参加) ・事務局5名 企画部長 川口 洋司、企画部次長 行富 広康、 企画課公立大学連携室長 宮崎 正臣、企画課公立大学連携室長補佐 末次 辰朗、 企画課公立大学連携室 主査 清水 路子
資料	・会議次第のとおり

会議議事録

1 開会

◇事務局 定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第2回周南市公立大学法人評価委員会を開催いたします。

本日の評価委員会ですが、全委員の皆様にご出席いただいております。

お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は、まず、報告事項として、令和5年地方分権一括法による地方独立行政法人法の改正について情報提供をさせていただきます。

次に、本日の議題として、第1回評価委員会に引き続き、公立大学法人周南公立大学の令和4年度業務実績評価についてご審議いただきます。

業務実績評価につきましては、前回の会議でのご意見を基に事務局が作成した案に基づき、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず皆様に今日配りしている資料の確認をさせていただきます。足りない資料がございましたら、遠慮なくお申し出ください。まずレジユメでございます。それから、参考資料 1、令和 5 年度地方分権一括法による地方独立行政法人法の改正についての資料、参考資料 2、地方独立行政法人法改正に伴う評価委員会のスケジュール、参考資料 3、地方独立行政法人法新旧対照表と書かれているものがございます。続きまして本日の審議の資料ですが、資料 1-1、事務局作成案とあります、公立大学法人周南公立大学令和 4 年度業務実績評価書(小項目別評価)、資料 1-2、公立大学法人周南公立大学令和 4 年度業務実績評価書と書かれているもの、以上でございます。

それでは、早速、議事に入ります。

これ以降の進行につきましては、条例の規定により、岡委員長に議長をお願いしたいと存じます。

岡委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 それでは、規定により、議長を務めさせていただきます。議事進行につきまして、委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

前回、評価について議論をいたしましたけど、先ほど事務局からありましたように、それに基づいて、点数、コメントをつけておりますので、それを中心にご議論いただければというふうに思います。

先ほど事務局から本日の流れについて説明がありましたが、報告事項の後に行う業務実績評価に係る審議は公平公正な評価を行うため非公開とし、関連する議事要旨及び資料 1-1 及び資料 1-2 を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員、異議なし)

- 委員長 それでは、そのように決定しました。

2 報告：令和5年地方分権一括法による地方独立行政法人法の改正について (参考資料1～3)

- 委員長 まず、報告1として、令和5年地方分権一括法による地方独立行政法人法の改正について、事務局から情報提供をさせていただきたいとのことでございます。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

- ◇事務局 それでは、前回の委員会で少し触れました、地方独立行政法人法の改正について、ご説明申し上げます。

参考資料につきましては、1～3でございます。

まず、参考資料1をお願いします。法改正の概要のところをご覧ください。

今回の法改正のポイントですが、それまで義務付けられていた年度計画の作成や評価委員会による年度評価を廃止することで、大学及び自治体の事務負担を軽減し、公立大学が本来の役割に資する業務に取り組むこととしたものでございます。

このことについて、その下の旧法の概要と新法の概要を掲載しておりますので比較していただきたいと思います。

旧法の概要には、黒丸の一つ目ですが、公立大学法人は、事業年度の開始前に年度計画を作成し、設立団長の長に届け出て、それを公表すること、そして黒丸の二つ目ですが、各事業年度の業務実績について評価委員会の評価を受けることについて義務付けられておりました。

これに対して、改正された新法においては、新法の概要をご覧くださいまして、黒丸のところですが、中期計画において実施状況に関する指標を設定することで、年度計画及び年度評価を廃止するとされました。

その下の経過措置ですが、大きく2つの方法を選択することとなっており、①では、

令和 5 年度の末日までに開始した中期目標期間中はこれまでどおり、年度計画の作成及び年度評価をするものとし、令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する中期目標期間からは、年度計画及び年度評価を廃止することが定められております。

②では、中期計画に指標を追加した場合には、翌年度の年度計画、指標を設けた年度の翌年度に実施する年度評価から廃止することとされております。

これがどういうことかと申しますと、その下の※印にございますとおり、令和 5 年度中に中期計画に対して指標を設けた場合は、令和 6 年度の年度計画を廃止するとともに令和 6 年度に実施する予定の令和 5 年度の年度評価も廃止されることとなります。本市では法の趣旨にのっとり、②を選択したいと考えております。

周南公立大学にあてはめてみますと、令和 4 年度につきましては、従前のおり年度計画を作成し、それに対して今回年度評価をいただいたところです。

そして、令和 5 年度につきましては、法人側で年度評価を作成しておりますが、今年度中に中期計画に指標を設け、来年度以降は年度計画も年度評価も廃止したいと考えております。

ただいま言葉でご説明しましたが、表にしたものが、参考資料 2、2 枚組となっております。こちらをご覧ください。

参考資料 2 の 1 枚目は従来通り年度計画を廃止しない場合の委員会の評価の流れとなります。

表の見方としては、上段が第 1 期の中期目標期間として 1 年目の令和 4 年度から 6 年目までの令和 9 年度、第 2 期として 1 年目の令和 10 年度、11 年度を記載しております。

その下が評価委員の任期、2 年ごととして表記しております。

そして、左の列は年度評価、中間評価、期間評価、中期目標、中期計画、その他として、それぞれが各年度で実施する内容をお示ししております。

年度評価をみていただきますと、廃止しなければ毎年度、前年度の年度計画を評価することとなります。

そして中間評価としましては、令和 8 年度に令和 4 年度から 7 年度までの 4 年間の実績を評価いただくこととなります。

次に、期間評価としましては、令和 10 年度に令和 4 年度から令和 9 年度までの 6 年間の実績を評価いただくこととなります。

中期目標そして中期計画といたしましては、令和 9 年度に次の第 2 期中期目標及び中期計画に係るご意見を頂戴することとなります。

その他におきましては、令和 4 年度、昨年度ですが、実績評価の考え方や年度評価の実施要領を策定いただきました。そして令和 7 年度には中間評価と期間評価の実施要領を策定いただくこととなります。

以上が年度計画を廃止しない場合の評価委員会における評価の流れでございます

す。

次に参考資料2の2枚目、こちらが、年度計画を廃止する場合の評価委員会の評価の流れでございます。

先ほどと違う点を黄色で着色しておりますが、まず、年度評価は令和6年度以降廃止となります、次に中期計画におきましては、本年度中に指標を設定したいと考えておりますので、その指標を設定した第1期中期計画に対するご意見をいただきたいと考えております。

以上が、年度計画を廃止しない場合と廃止した場合の違いでございます。

つきましては、今後はご覧いただいております、参考資料2の2枚目のスケジュールで評価委員会の運営をしてみたいと考えております。

最後に参考資料4は法改正につきまして新旧対照表をお付けしておりますので参考としてご覧いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

- 委員長 ありがとうございます。資料2枚目、毎年度の評価を廃止するという形で、市のほう、大学のほうも行いたいということでございます。何かご質問ございますでしょうか。

(委員、質問なし)

- 委員長 ありがとうございます。それでは、一応こうしたことをご理解いただいたということでございます。以上で、報告1を終了いたします。

それでは、これより評価に関わる審議を行いたいと思います。報道関係の皆様、傍聴者の皆様、ここでご退室ということになります。ご理解いただきましてありがとうございます。

3 議題：公立大学法人周南公立大学の令和4年度業務実績評価について (資料1-1～1-2)

(業務実績評価に係る審議は非公開)

4 その他

(業務実績評価に係る審議は非公開)

- 委員長 それでは、以上で全て終了しましたので、お疲れさまでございました。これからは事務局にお返しいたします。

5 閉会

- ◇事務局 ありがとうございます。

それでは、本年度第3回委員会の開催が未定ではございますが、第1期の評価委員会が終了するにあたり、企画部長の川口より、委員の皆様へお礼のご挨拶申し上げます。

げます。

◇事務局　本日はお忙しいところ、また、本当に暑い中集まっていただきまして熱心なご審議をいただき誠にありがとうございます。

市としまして、これが初めての年度評価ということで不慣れな点が多かったと思いますが、岡委員長におかれましてはそういった我々事務局にご指導いただきながらも円滑な会議の運営を本当にありがとうございました。

委員の皆さんにおかれまして、会議の開催に当たって行き届かないところが多々あったかと思えますけれども、多くの意見をいただきまして、また先ほどはありがたいお褒めの言葉というか評価をいただきまして本当に感謝しております。皆様からのご意見は大学の方にもお伝えまして、しっかり今後の大学運営に生かしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど事務局からもございましたが、市といたしましては、今回の委員の皆様を引き続き、第2期も委員をお願いしたいというふうに考えております。事務局から改めて文書の方を送付いたしますので、皆様のご意向をお聞かせいただければと思います。

最後になりますが、周南公立大学の運営につきましては、引き続きご指導いただきますようよろしくお願いいたしますと同時に、委員の皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

◇事務局　以上をもちまして、令和5年度第2回周南市公立大学法人評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。